

改正概要説明書

国名： 欧州連合

法令名： 商標理事会規則 EU2017/1001

改正情報： 2017年6月14日，2017年10月1日施行

改正概要：

1. 所管庁の名称

- ・ 「欧州共同体商標意匠庁」を「欧州知的財産庁(EU 知財庁)」へと名称変更した(第2条)。

2. 保護対象となる商標の定義

- ・ 「視覚的に表示可能」の要件を削除して保護対象を拡大するとともに、「色彩」と「音」も条文上の保護対象に含めた。併せて、保護を受ける商標は欧州商標登録簿に記録される旨を明記した(第4条(5))。

3. 拒絶理由

- ・ 絶対的拒絶理由の項目のうち、原産地名称、地理的表示、伝統的用語、伝統的特産品保証、植物品種権について、国際条約によって登録から排除される場合を明記した(第7条(1)(j)-(m))。
- ・ 相対的拒絶理由のうち、先行商標と抵触する場合の規定を整備し、併せて、原産地名称や地理的表示について先行商標と抵触する場合の規定も追加した(第8条(5)(6))。

4. EU 商標の侵害行為

- ・ 侵害行為について、当該商標の出願日又は優先日より前に取得された他人の権利に不利な影響を与えないことを権利行使の条件とした(第9条(2))。
- ・ 侵害となる他人の使用行為として、営業名・商号としての使用、不適法な比較広告での使用を追加した(第9条(3))。
- ・ EU 域内を通過する偽造品等も税関による押収の対象となるが、最終仕向地で適法に市販可能な場合は除外する旨の規定を新設した(第9条(4))。
- ・ 包装、ラベル、タグ、証明書等に登録商標又はこれに類似する商標を付する行為、その包装等を販売、保管、輸入する行為を EU 商標の権利侵害として明記した(第10条)。

5. EU 商標の効力の制限

- ・ EU 商標の排他権が及ばない場合の規定を整備した(第14条)。
- ・ 従来は、法人を含む自己の名称等には効力が及ばない旨規定されていたが、自然人のみに限定し、法人の名称使用は侵害となりうることになった。
- ・ また、侵害にならない標識等として「識別性のないもの」の文言を追加した。
- ・ さらに、侵害とならない行為として、他人の商品ブランドやサービスを示すために誠実な慣行の範囲内で当該他人の商標を使用する行為について、特に付属部品又は代用部品について用途を示す場合を追記して明示した。

6. 侵害訴訟における抗弁としての後登録商標所有者の継続使用をする権利

・ 先登録商標と後登録商標とが類似等する場合の侵害訴訟において、後登録者は当該登録が無効の宣言を受けるまではその商標を継続して使用をする権利を有し、先登録者はその使用を禁止できない旨を、また、後登録者は先登録者の使用を禁止することができない旨を明確にした(第 16 条)。

7. 移転

・ EU 商標の移転につき、移転により公衆を誤認させるおそれある場合には移転登録しない旨の規定を整備し、移転手続の方式等の規定及び詳細は実施細則に委ねる旨の規定に変更した(第 20 条(5))。

・ 代理店又は代理業者が許可を得ずに取得した EU 商標登録を自らに移転請求する場合、裁判所に提訴しなくても直接 EU 知財庁取消部に移転請求できるよう変更した(第 21 条(2))。

・ EU 商標登録の担保、強制執行、ライセンスの登録簿記載事項の取消と変更についての規定を追加した(第 22 条(3)、第 23 条(4)、第 25 条(6))。

8. ライセンス

・ EU 商標のライセンスの設定及び移転の登録は、移転に係る手続を原則として準用し、登録簿の記載事項、その取消及び変更について規定した(第 26 条、第 29 条)。

9. 出願

・ EU 商標の提出先について、従来、各加盟国の特許庁にも提出できたのを変更して EU 知財庁に一本化するとともに、EU 知財庁の出願受領証発行義務を規定した(第 30 条)。

・ 出願手数料は 3 区分の指定まで同額だったのを、1 区分から低額で出願できるものとし、余分な区分指定を排除するとともに、方式要件や料金も整備した(第 31 条(2)(3))。

・ 指定商品・サービスは、実際に表示された具体的な商品・サービスに限定されるものと明記し、改正前に認められていたニース分類の類見出しによる全類指定の包括表示は改正後に具体的な商品・サービスに書き換える経過規定を設けた(第 33 条)。

10. 優先権

・ 優先権についての規定を整備し、パリ条約の非同盟国や WTO 非加盟国との関係で優先権主張の是非を規定し、併せて、優先権は EU 出願と同時に主張すべき旨を明記し、従来のように遅れた主張は認めないことを明確にした(第 34 条(5)(6)(7)、第 35 条)。

・ 博覧会による優先権も同じく EU 出願時に主張しなければならない旨を規定した(第 38 条(1)(4))。

11. 先順位的主張

・ EU 出願又は出願後における国内商標の先順位(Seniority)は、EU 出願と同時又は出願

日から 2 月以内に主張し，裏付け資料は主張後 3 月以内にすべき旨を明記し，要件不備の場合は拒絶される旨の規定を設けた(第 39 条(2)(5)(6)(7))。

- ・ EU 出願が登録後の先順位の主張の方法及び拒絶について整備した(第 40 条(2)(3))。

12. 出願条件の審査

- ・ 分類手数料の対象分類が不明な場合の取扱い及び商品又はサービスの一部について要件不備がある場合の一部拒絶等について規定を設けた(第 41 条(5)(8))。

13. 絶対的拒絶理由の審査

- ・ 出願商標の一部に識別性のない部分がある場合の一部権利放棄の規定(旧第 37 条(2))を削除し，拒絶理由通知に対する応答期間の規定に入れ換えた(第 42 条(2))。

14. 調査報告書

- ・ 出願人が EU 知財庁の作成する調査報告書を受領するには出願時に送付請求をしなければならないよう変更され，また，送付請求の有無にかかわらず，調査報告書で引用された先行商標等は EU 商標の出願公開時に出願人に通知される旨の規定を設けた(第 43 条(1)(3)(7))。

15. 公告・異議・情報提供

- ・ 出願公告について，EU 知財庁に起因する過誤があった場合の職権又は請求によって訂正できる旨及び訂正に関連する手続についての規定を設けた(第 44 条(1)(3)(4)(5))。
- ・ 第三者情報提供は，異議申立期間終了前に又は既に異議申立が提出されている場合は異議決定までに提出すべき旨を定めた(第 45 条(2)(3))。
- ・ 異議申立人適格を有する者として，原産地名称又は地理的表示について権利を有する者を追加した(第 46 条(1)(d))。

16. 出願分割

- ・ 出願分割ができない期間に，異議申立期間中を追加し，また，分割要件の不備に対する指令，その他分割出願についての手続規定を整備した(第 50 条(2)(b)，(3)(4)(8)(9))。

17. 登録

- ・ EU 商標が登録簿に記載された場合の EU 知財庁の登録証発行義務及び登録証記載事項は実施細則に委任する旨を規定した(第 51 条(2)(3))。

18. 更新

- ・ 更新請求の期限につき，満了月末日前 6 月以内であった旧規定を満了日前 6 月以内に変更した。併せて更新請求の手続的要件，要件不備の場合の通知，手数料等についての

規定を設けた(第 53 条(4)-(9))。

19. 変更

- ・ 商標所有者の名称・所在地等を要素とする EU 商標が登録された後に、商標の変更をする場合において、変更請求の要件、手続、審査、登録の取扱いを規定した(第 54 条(3)(4))。
- ・ 商標所有者の名称・宛先の変更であって EU 商標の変更ではないものは、請求により登録簿に記載される旨及びその手続についての規定を新設した(第 55 条)。

20. 登録の分割

- ・ 登録後の分割において、原登録と分割登録の指定商品・サービスに重複があった場合は是正措置を規定し、また、登録分割の取扱いについても規定した(第 56 条(3)(8))。

21. 登録の分割

- ・ 商標登録の放棄について、放棄の手続に瑕疵がある場合には是正を求める旨、また、手続事項を細則で定める旨の規定を設けた(第 57 条(4)(5))。

22. 無効の相対的理由

- ・ 登録の相対的無効理由として、先の実産地名称又は地理的表示との抵触を追加し、また、無効理由の存否の判断基準日は EU 商標の出願日又は優先日であることを明記した(第 60 条(1))。

23. 審判請求の期限及び形式

- ・ 当事者系審判において、被請求人は請求人が主張していない論点についても判断を要求できる旨の規定を追加した(第 68 条(2))。
- ・ 当事者系審判事件における決定の訂正の規定が削除された(旧第 62 条)。

24. EU 証明標章

- ・ 商品やサービスの品質や特性等を証明するために証明を業務とする個人・法人が出願する EU 証明標章の登録制度を導入し、登録要件、審査手続等、通常の出願に対応する関連規定を新設した(第 83 条-第 93 条)。

25. EU 知財庁の決定等

- ・ EU 知財庁の決定につき、口頭の手続があった場合は決定も口頭でできる旨、決定等を通知する場合の識別手段、決定に対して通知日から 2 月以内に審判請求できる旨の規定を明記した(第 94 条)。

26. 審判手続

・ 審判手続における証拠調べに係る召喚状の予告期間を原則として 1 月とする旨の規定を追加した(第 97 条(3))。

27. 通告・通知等

・ EU 知財庁の決定等を関係者に通告・通知する場合の手段，時期，公示送達，不服申立，EU 知財庁への電子的提出，期間計算方法，決定の誤記等訂正について規定した(第 93 条-第 102 条)。

・ 決定の取消等は，従来，決定日から 6 月以内に行うことになっていたのを 1 年以内に変更した(第 103 条(3))。

28. 費用

・ 異議，取消，無効の手続の費用について，敗訴者負担率，費用決定に対する不服申立の処理について規定した(第 109 条(2)(8))。

29. EU 商標登録簿，データの電子化

・ EU 商標登録簿の記載事項について詳細に規定した(第 111 条)。

・ 登録簿を電子的データベース化する旨の規定を新設した(第 112 条)。

・ EU 知財庁決定はオンラインでアクセス可能とする旨の規定を設けた(第 113 条)。

30. ファイルの閲覧，調製，資料の電子化

・ ファイルの閲覧の制限について規定を見直して整備した(第 114 条(4)-(9))。

・ ファイルの調製義務，電子ファイルの取扱いについて規定した(第 115 条)。

・ 公報等の定期刊行物の電子化について規定した(第 116 条(2)-(4))。

31. 行政協力

・ EU 知財庁と EU 加盟国の官庁・裁判所との情報交換について手数料不要の旨，また，関連規定を設けた(第 117 条(2)(3))。

32. 代理

・ 代理人の所要の場合の委任状提出義務及び複数当事者の場合に共通代理人を要する旨の規定を設けた(第 119 条(3)(4))。

33. EU 商標裁判所

・ 共同体商標裁判所の旧規定を簡素化し，加盟国の選定した EU 商標裁判所の一覧の関係機関への通知を規定した(第 123 条(2))。

34. 変更請求の提出等

・ 変更請求の規定を整備し、請求に不備があった場合の通知と是正の機会付与についての規定等を追加した(第 140 条)。

35. 言語

・ EU 商標出願の手續に使用される言語について規定を整備した(第 146 条(6), (9)-(11))。

36. 個人情報等の取扱い

- ・ 個人情報処理の根拠規定を明記した(第 149 条(4))。
- ・ 秘密情報又は慎重な取扱いを要する情報保護について明示した(第 150 条)。

37. EU 知財庁の職務、機関の職掌、管理規定

- ・ EU 知財庁の職務(第 151 条)、各国官庁との協力(第 152 条)を規定し、併せて、EU 知財庁の管理委員会、常務理事の職掌と機能を明記し(第 153 条、第 157 条、第 158 条)、管理に関する規定を一部変更した。
- ・ 管理委員会の議長・副議長の任期を 1 年延長(第 155 条(2))、審判部大合議体の責任(第 165 条(4))、審判部構成員、幹部階、大審判体(第 166 条、第 167 条)、調停センター(第 170 条)、予算(第 172 条)、業務監査(第 175 条)、手数料(第 178 条-第 181 条)について追加又は整備した。
- ・ 国際出願について、EU 指定の場合の手續(第 184 条)、セントラルアタックの処理(第 186 条)、事後指定の取扱い(第 187 条)、先順位(第 191 条、第 192 条)、絶対的拒絶理由(第 193 条)、団体標章・証明標章(第 194 条)、国際登録の無効、移転、ライセンス(第 198 条-第 201 条)、国際登録による EU 指定商標の各国指定への変更等(第 202 条、第 204 条)について規定を追加又は整備した。
- ・ その他、EU 知財庁の機関の新設・改組に伴う規定の整備と権限の分配及び細則への委任について全体に所要の変更をした。

改正内容：

・ 第 2 条

欧州商標意匠庁に替わり欧州知財庁が設立された。

・ 第 4 条

EU 商標の定義が定められた。

・ 第 7 条

絶対的拒絶理由が明確化された。

・ 第 8 条

相対的拒絶理由が明確化された。

・ 第 9 条

EU 商標の権利が明確化された。

・第10条, 第16条, 第26条, 第29条, 第55条, 第65条, 第73条, 第83条-第93条, 第99条-第102条, 第106条, 第112条, 第113条, 第115条, 第150条-第153条, 第157条, 第158条, 第164条, 第167条, 第168条, 第170条, 第175条, 第178条-第181条, 第186条, 第192条, 第194条, 第199条-第201条, 第205条, 第206条, 第207条, 第208条, 第210条

新設条文である。

・第14条

EU 商標権の制限が明確化された。

・第20条

旧法(4)は削除された。

(5)-(10)は新設項である。

・第21条

(2)は新設項である。

・第22条

(3)は新設項である。

・第23条

(4)は新設項である。

・第25条

(6)は新設項である。

・第30条-第31条

EU 商標の出願要件が明確化された。

・第33条

EU 商標の分類が明確化された。

・第34条

(6)-(7)は新設項である。

・第35条

優先権主張に関し明確化された。

・第38条

(4)は新設項である。

・第39条

(2), (5)-(7)は新設項である。

・第40条

(2)～(3)は新設項である。

・第41条

(8)は新設項である。

・第42条

旧法(2)は削除された。

・第43条

調査報告書に関して明確化された。

・第44条

(3)～(5)は新設項である。

・第45条

(2)～(3)は新設項である。

・第49条

(3)は新設項である。

・第50条

(4), (8)～(9)は新設項である。

・第51条

(2)～(3)は新設項である。

・第53条

(4)～(9)は新設項である。

・第54条

(3)～(4)は新設項である。

・第56条

(3), (8)は新設項である。

・第57条

(4)～(5)は新設項である。

・第66条

審判請求事由が明確化された。

・第 68 条

(2)は新設項である。

・旧法の第 62 条, 第 122 条, 第 124 条-第 126 条, 第 144 条, 第 162 条-第 164 条
削除された。

・第 75 条

(3)は新設項である。

・第 94 条

(2)-(3)は新設項である。

・第 96 条

(4)は新設項である。

・第 97 条

(5)-(6)は新設項である。

・第 98 条

(2)-(5)は新設項である。

・第 103 条

(3)は新設項である。

・第 109 条

(2), (8)は新設項である。

・第 111 条

EU 商標登録簿に関して明確化された。

・第 114 条

(5)-(9)は新設項である。

・第 116 条

(2)-(4)は新設項である。

・第 117 条

(2)-(3)は新設項である。

・第 119 条

代理の一般原則に関して明確化された。

・第122条

(3)は新設項である。

・第123条

旧法(2)-(3), (5)は削除された。

・第140条

(4)-(6)は新設項である。

・第146条

(6), (9)-(11)は新設項である。

・第149条

(4)は新設項である。

・第155条

議長及び副議長の任期が明確化された。

・第165条

(4)-(5)は新設項である。

・第166条

(2)-(3), (8)は新設項である。

・第172条

(4)-(10)は新設項である。

・第184条

旧法(4)は削除された。
(5)-(9)は新設項である。

・第187条

(2)-(4)は新設項である。

・第191条

(2)-(6)は新設項である。

・第193条

旧法(2)-(4)は削除された。
(2)-(8)は新設項である。

・第198条

(3)-(4)は新設項である。

・第202条

(4)-(10)は新設項である。

・第204条

(3)-(6)は新設項である。